

申立て手続きの流れ（費用は税別表記です。また、申立書は書面での提出も可能です。）

① 申立フォームの送信及び申立料のお振込

注：申立料は**10,000円**ですが、相手方不応諾の場合、申立料の半額をご返金する制度のため、申立時には半額の**5,000円**を頂戴し、相手方応諾後、その後の期日費用に併せて残額を頂戴します。

② 当センターによる相手方様へのご連絡

相手方様に以下の書類を添付したメールを送信します。

- ① 申立書の写し
- ② ADRの制度説明書類
- ③ 意向確認書（ADRに応じるか否かの回答等を記入する照会書）

注：相手方様のメールアドレスを知らない場合、書類を郵送します。

相手方応諾の場合

相手方様にも初期費用として依頼料**10,000円**をお支払いただきます。

相手方不応諾の場合

手続きは終了します。

調停期日（1回1時間程度）



期日費用：双方**10,000円**（1期日）

- ・原則同席（別席も可）
- ・それぞれにオンライン調停と対面調停を選択
- ・平均3回程度で終了（あくまで平均です）

成立の場合

合意書を交付

不成立の場合

終了決定通知を交付